

毎週火、金曜日発行(但休日該当ときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

◇ 監査公告  
昭和三十三年度に係る各種機関の定期監査の結果公表

## 監 査 公 告

鳥取県監査公告第九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条の規定に基き昭和三十三年度に係る左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十四年九月二十九日

鳥取県監査委員

同	同	同	同
戸	井	荻	松
田	上	原	本
俊	善	治	利
己	一	郎	治

### 監 査 箇 所

### 執 行 年 月 日

倉吉西高等学校	昭和三十四年一月十九日
東伯実業高等学校	二十日
倉吉東高等学校	二十二日
米子西高等学校	二十六日
米子東高等学校	二十七日
八頭高等学校	二月二日
根雨高等学校	十六日
鳥取西高等学校	四月二十七日
米子児童相談所	五月十九日
中央児童相談所	二十五日
倉吉児童相談所	七月二日
経営伝習農場	五月十三日
農産加工所	十九日
蚕業試験場、蚕業技術員養成所	
農業試験場	二十一日
農業講習所	二十八日

山陰酪農講習所	同	六月三日
農産物小倉あつ旋所	同	十六日
岩美病害虫防除所	同	五月二十九日
鳥取	同	
八頭	同	
気高	同	
西伯	同	六月二日
米子	同	
日野	同	
東伯	同	七月二十日
倉吉西高等学校	昭和三十四年一月十九日監査	
監査委員	松本利治	
同	萩原治郎	

の本館を復旧したほか、PTAの全額援助で三百二十万円を投じてプールを建設する等、施設の充実をはかつて面目を一新しつつあるが、なお、体育館の改装、音楽室、その他理科及び家庭の設備についても、充実整備の要がある。

三 本校は、男子の入学志願者がなく完全な女子学校であるが、このような学校形態も、また意義なしとしないと思われるので、家庭科課程の増設(普通科課程と同程度)並びにこれに伴う施設設備の充実及び教職員の質的向上をはかつて、女子教育の振興を期し、特色ある学校運営につき、主管当局の検討を望む。

四 本校は、鳥取西高等学校の通信教育協力校として、通信教育の振興に努力しているが、兼務による業務量の過重と経費不足が認められるので、この対策について考究の要がある。

また、実習助手を図書館司書にあてているのは、適当でない。

五 経理出納、その他事務処理のうち、時間外勤務命令

にあたって、検討を要するものがあつた。

なお、収入簿、支出簿、現金出納簿、授業料測定元帳を除く他の書類は、殆んど焼失していたので、火災前のものについては、確認し難い面もあつた。

東伯実業高等学校 昭和三十四年一月二十日監査

監査委員	松本利治
同	萩原治郎
同	杉谷正雄

一 本校は、元由良育英高等学校の分校であつたため、施設、設備ともに不十分な点が多かつたが、昭和三十三年四月独立開校以来、県の配意と地元後援会の援助で整備に努め、赤碓校舎においては、昭和三十二年度から継築建築中の三教室が竣工したほか、校長室及び図書室の改造並びに渡廊下の新設を行い、八橋校舎にあつても工事費二百七十九万余円で四教室が完成し、また、設備についても定振法及び産振法による助成を得て、理科及び農業科の備品の充実をはかる等、教育

環境の整備に努力していた。

しかしながら、体育館の設置並びに赤碓校舎における校庭の拡張、理科室不足及び同準備室の整備並びに八橋校舎における理科室、同準備室の整備、女子便所及び収納舎の設置が残されているので、これについても早期整備の要がある。

二 両校舎の統合については、前年度監査で指摘したとおり、通学にそれ程の困難性も見受けられず、むしろ、人容の充実、経費の効率的執行、事務の簡素合理化等学校運営、教育効果その他あらゆる点から有利と考えられるので、校下の啓蒙とこの実現に努められたい。

三 経理出納、その他事務処理について次の点留意されたい。

- 1 劇薬品の保管施設を設置し、管理を厳にすること。
- 2 授業料の早期徴収整理に努力すること。

倉吉東高等学校 昭和三十四年一月二十二日監査

監査委員 松本利治  
同 荻原治郎

一 本年度物理教室兼実験室、同準備室、暗室等物理関係施設と商業実践室、タイプ室、商品陳列室の改善工事を完成したほか、図書館の独立拡張、便所及び生徒指導室の新設、生徒クラブ室の移転整備等施設の充実に努め、設備についても理振法、定通振興法及び学校図書館法の助成を得て充実をはかり、数年来の諸施設とともに、漸く面目を一新するに至った。

しかし、校長室、教務室、応接室、玄関等増築整備と便所の改築、渡廊下の新設が残されており、また、図画室、社会科教室、同標本室、書道室も不足している。二 本校の用務員は、現在四名配置されているが、夜間課程等の関係もあつて不足していた。

三 昭和三十三年卒業生の進学状況は、希望者一四一名に対し一〇五名で、前年度に比し二九名多く、しか

も、有名校に対する入学状況についても著しく進境を示している。

関係者の熱意に当を得た進学指導の結果によるものと思われ、敬意を表するとともに今後一層の努力を望む。

四 経理出納その他事務処理は、おおむね適切と認めた。

米子西高等学校 昭和三十四年一月二十六日監査

監査委員 松本利治  
同 荻原治郎

一 本年度は、二学級増加の完成年度に入つたが、校舎の増築が実現しないため教室の絶対数が不足して、やむを得ず特別教室を普通教室にあてて運営しており、調理室及び被服室も狭あい、設備も古く教育に不便を生じている。

本館、理科室、教員室及び体育館は、いずれも老朽危険建物で、かつ、採光も悪く、前記あい、路の解消と運動場確保の面からも、早期改築が本校当面の根本問

題である。当局の配意を望む。

二 校内全般に排水が悪く、建物維持管理の上からも、改善の要がある。

三 経理出納、その他事務処理について、授業料徴収事務処理の簡素合理化につき、検討を要するものがあった。

米子東高等学校 昭和三十四年一月二十七日監査

監査委員 松本利治  
同 荻原治郎

一 本校講堂(体育館兼用)は、老朽危険かつ狭あい、で、全般生徒の収容も不可能につき、早期改築の要がある。また、音楽室、タイプ室及び商業実践室の新設についても配意されたい。

二 本校には、現在四名の用務員が配置されているが、夜間課程及び通信教育部もあるため用務員に不足を生じていたので、増員につき、うりよの要がある。

三 備品の保管管理の万全を期するため、貴重備品はも

とより一般備品についても、現物写真を出納簿に添付して、整理に努力していた。

四 経理出納、その他事務処理について、次の点留意されたい。

1 通信教育入学手数料徴収について、検討を要するものがあつた。

2 授業料の早期徴収整理に努力すること。

3 通勤手当確認簿の整理を厳にすること。

八頭高等学校 昭和三十四年二月二日監査

監査委員 松本利治  
同 荻原治郎

一 本年度千三百七十万円で鉄筋三階建九教室を新築し、旧寄宿舎改造の危険校舎の半分は解消したが、なお、三〇〇坪の校舎が残つているので、これについても早期改築の要がある。

また、旧体育館は、生徒数四〇〇名時代のもので、九三坪しかなく、狭あい、で増改築の必要にせまられて

おり、家庭教室(洗濯、染色室)及び理科室の整備についても配意の要がある。

二 屋外運動場は、昭和三十一年度に第四種公認グラウンドとして、陸上競技連盟から公認され、本年度もスタンドを整備したが、毎年雨期に地盤の一部が崩壊して隣接田畑にも被害を与えているので、関係機関と連絡し崩壊防止及び維持管理の万全を期されたい。

三 若桜分校の校舎及び設備内容は、地元町の援助で毎年整備され、本年度も二十万余円で玄関屋根の修理をしたほか、ミシン、図書等備品の充実をはかつていたが、依然として生徒の確保に苦り、よしている状況であり、教育内容の充実と円滑な学校運営の点から、本校に統合する等適切な措置につき検討を望む。

四 経理出納、その他事務処理のうち、授業料徴収事務については、一層慎重を期し遺漏ないようにされたい。

根南高等学校 昭和三十四年二月十六日陸査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

一 創立三十年記念事業を計画して、P.T.A.、同窓会及び篤志家の援助を得て、本年度は、ピアノ購入、調理室の改造、運動場拡張用地の確保、講堂床の張替等従来財源難のため出来なかつた施設設備の整備充実に努めていたが、本校は、普通課程のみであるため産振法の適用もなく、家庭科とくに被服関係施設設備は旧態のままであり、理科、体育関係施設設備とともに不十分であるので、これらについても早期充実整備の要がある。

なお、電気配線替、上水道引込についても配意されたい。

二 寄宿舎の維持管理については、経費のねん出に苦り、よしつつ応急修理を施していたが、早期に屋根葺替を実施すべきである。

三 生徒の進学指導については、課外授業及び実力テス

トを実施するほか、補導についてもP.T.A.地区懇談会を開く等向上に努力が払われているが、辺地教育の欠陥もあるためか、入学時における学力の不足、入学後の学力差も大きく、かつ、向学心も低調で指導に困難の面がうかがわれる。過去における進学の状況は、必ずしも良好と認めがたいので、さらに、一層校内勉学指導体制を確立し、地域社会の熱意の醸成を喚起して、生徒の学習意欲の昂揚に努められたい。

四 経理出納、その他事務処理について、次の点留意されたい。

- 1 理振法による設備品の選定導入を早期にすること。
- 2 授業料徴収にあたって、生徒数を適確には、あくすること。

鳥取西高等学校 昭和三十四年四月二十七日陸査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

一 本年度県費三十余万円で屋根、雨樋、教室天井張替

等校舎各所の修繕、夜間部教室及び体育館の蛍光灯の取付を行うほか、P.T.A.の援助で校庭の土止め設備、放送室の増築、教室窓の防球網の取付を行う等維持管理に努めているが、第二校舎は、県下で最も古く、老朽して全面的改築の時期にきている。学校においても裏付財源の確保に努力をしていたが、早期改築につき当局の配意を望む。

二 昭和三十二年頃から商業料が分離独立し、商業学校として、発足以来共同運営を行ってきたが、これを完全に移転した後における本校夜間商業課程のための施設設備について、より、よの要がある。

三 幼稚園の木校附属としての運営については、従来しばしば指摘要望しているとおり、教育及び財政的見地から慎重検討の要がある。

四 経理出納、その他事務処理について、次の点留意されたい。

- 1 幼稚園授業料の徴収について、検討を要するものがあつた。

二 相談業務の早期処理について、努力していることは認められるが、処置決定に伴う事務的手続の遅延しているも

未	そ	施設収容 またわ 里親委託	指導 委託	訓 戒	区 分											
					中	央	倉	吉	米	子	計					
計	処	の	他	置												
一、六二八	一、四五八	一、四五八	一、六二八	一、六二八	二〇二	六一	六二	三二〇	一、六二八	二二九	二七	一、六三二	三、八二七	四、四五一	一、六三二	三、八二七

2 措置実施状況調

自三三、一、一至三三、一二、三一

前年度	そ の 他	肢 体 不 自 由 児	計					
			一	二	三	四	五	
一、〇三三	四七	二一九	七八六	二九〇	一	九八九	一、六三二	五八

2 通信教育入学料に関する現行規程は、運用の実態に即し難い面があるので、改正について検討の要がある。

3 授業料の調定人員を適確には、握すること。

児童相談所

一 各所における相談件数は、次表のとおりで逐年増加し、また、業務内容も複雑化し、その処理も困難性を加えているが、これを科学的、専門的に処理する心理

判定員及び児童福祉司の完全配置がなく、兼務職員により判定措置されている実状である。また、一面時代の要請により巡回相談も著しい伸張を来している実態からして、これら職員の適正かつ合理的配置につき、再検討すべきである。ことに、有資格者の増員配置(倉吉)、業務分掌の合理化(米子)等善処されたい。

また、自主的研修会開催により、資格向上を図るとともに、多くの道府県が実施している心理判定員及び児童福祉司の格付についても、検討を望む。

1 相談業務の受付状況調

自三三、一、一至三三、一二、三一

相談区分	中		央		倉		吉		米		子	
	三一年度分	三二年度分	三一年度分	三二年度分	三一年度分	三二年度分	三一年度分	三二年度分	三一年度分	三二年度分	三一年度分	三二年度分
教 育 健 育 一 二 一 護	一四六	一七六	八四九	一三一	一六〇	五三	二〇七	八二	五三四	三七七	四四一	七四七
養 護 一 二 一 護	一二六	一三一	一三二	一三一	八五	四〇六	四四一	一七	一四四	一一七	一〇三	一〇三
保 健 護	一一一	八	六六	八	二六	四	一一	四	一八	四	一一	六
触 法 護	一一五	一三三	一三三	一三三	六八	五二	五二	一〇三	五二	一〇三	七四	一三
精 神 障 害	一〇	二二	二二	二二	一〇	六	一六	一三	一六	一三	一六	一三
視 聴 言 語 障 害	一〇	二二	二二	二二	一〇	六	一六	一三	一六	一三	一六	一三

のがある。

さらに、綿密なる業務計画を樹て、遅滞なく、適切な措置指導を図るよう一層努力の要がある。

また、巡回相談についても、末端浸透に努めているが、さらに、効率的実施計画を樹て、関係機関との連携、いを図り、問題児童の早期発見及びその指導につき格別の努力を望む。

なお、相談業務に伴う事務的処理に要する諸帳簿等が、各所とも区々であるので、主管課は様式を統一し、簡素能率化を図るよう指導されたい。

三 各所に対する活動経費(旅費)は

区分	令 達 額	職員数
中 央	二六九、〇六八	一三
倉 吉	一四八、三八〇	六
米 子	一七三、六五八	八

であつて、このうち、特別旅費及び職員講習並びに研修旅費等を控除すれば、実質的運営旅費は僅少となり、反面、相談業務の増加と複雑化は、旅費の不足を

伴ない活動に支障が認められるので、増額措置につき配慮の要がある。

米子児童相談所 昭和三十四年五月十九日監査

- 監査委員 松 本 利 治
- 同 荻 原 治 郎
- 同 井 上 善 一
- 同 戸 田 俊 己

一 当所のC級格上については、毎年指摘しているところであるが、担当地域人口及び土地柄を考慮し、機構の整備強化について格別の善処を望む。

また、現庁舎は、もと住宅を改造したもので、事務所としては不慣れな面が多く、さらに、県道境線に面して交通量が極めて多く、とくに、近隣に映画館及び娯楽場等があり、振動騒音のため相談及び心理判定等の業務遂行に支障が認められるので、適地に移転拡張することが望まれる。

二 相談業務の早期処理については努力しているが、本

年度末において、未処置となつている三五件のうち触法行為による問題児童(八名)が含まれておるので、早期に適切なる処理を図られたい。

また、巡回相談の計画実施に当つては鋭意努力されているが、さらに、合理的業務計画を樹て、実施回数も多くするよう一層の努力を望む。

中央児童相談所 昭和三十四年五月二十五日監査

- 監査委員 松 本 利 治
- 同 荻 原 治 郎
- 同 井 上 善 一
- 同 戸 田 俊 己

一 本年度における巡回相談の実施状況は

区分	計画箇所数	実施箇所数
保 育 園	一八	二六
小 学 校	二二	二九
中 学 校	一〇	一
そ の 他	二二	六七

であつて、保育園、小学校等は計画を上廻つて実施しているが、中学校においては実施されていない。

合理的実施計画を樹て、普遍的に実施する必要がある。一時保護児童の所持金品の一時保管につき、担当指員のみで取扱ひ正規の引継手續がなされていないものがあつたので、出納員と緊密なる連携、いを図り、金品保管の明確を期されたい。

倉吉児童相談所 昭和三十四年七月二日監査

- 監査委員 松 本 利 治
- 同 荻 原 治 郎
- 同 井 上 善 一
- 同 戸 田 俊 己

一 当事務所の適地移転については、いまだ具体化されていないので、施設増改築の年次計画に組み入れ、早期移転につき善処を望む。

経営伝習農場

昭和三十四年五月十三日監査

監査委員 松本利治  
同 荻原治郎

一 職員は、前回同様到场長以下一〇名、場雇よ、の農夫一名、炊婦二名である。本機関の運営については、本年度は三十二年度を採用したモデル農家制による実績と反省をもとに、再び従前のグループ制に還元していたが、年度当初に赤痢の集団の発生をみ可成りの影響を受けたけれども、事業はおおむね計画どおり実施していた。しかし、本場の在り方について県の基本的指導方針の欠如から、現地機関ではその運営に苦り、している実状であつた。本場生徒一人当り純具費は、実業高校生徒一人当りの数倍に相当する八十万円である実態にかんがみ、本場存置の真意義と教育効果の確認が切実に要請せられるところであつて、県は、本場経営に対する一貫した指導方針を樹て、その運用を誤らせないよう特別の配慮が必要である。

なお、本場勤務職員の業務は、研究及び教育の性格

を兼ね、さらに、その勤務の実情からして何等かの優遇措置について考慮の余地がある。

二 生徒の状況は、定員五〇名に対し本年度は五六名の修了者であつて、三十四年度は現在三五名在籍しているか、入場希望者が漸減の傾向にあり、定員充足に苦慮している。これは、本県において人口の割合に較べて農業高校の多いことにも原因するが、一面本機関に對する一般の認識と理解が浅く、また、場施設が不備で魅力に乏しいことにも基因するので、施設の整備と宣伝周知に格段の努力の要がある。

なお、事業の一端として青少年を対象とした短期講習等可成りの実績をあげていたが、さらに、この面の開拓について努力を望む。

三 グループ制による農場経営の状況は、部門を水田、そ、菜、果樹、畜産、飼料及び経営の六部に分け、運営費はすべて生産収入が充てられ、経営上必要な資本投下は皆無であり、この点が本場のもつともあい、路となつてゐる。一昨年新植された一〇アールに及ぶ果樹園

(梨)は、その管理費にも事欠き、栗園に転換されている実情である。生産収入に期待するとしても、或る程度の資本投下及び生産施設の充実整備は己むを得ないところであるので、県の予算的考慮が必要である。

四 前回指摘した各部門別経営計画の樹立とその実施記録は、三十四年度から実施中であつたが、この計画による収支見込みは、予算確定前のものであつたので、実行計画に改め運営することが好ましい。

五 生徒の教科実習の状況は、生産実習七五パーセント(国の基準六五パーセント)、学科一五パーセント(二五パーセント)、その他一〇パーセント(一〇パーセント)の実施率であつて、本年度は特に生産実習が超過しているのは、既述したように、赤痢の発生によつては、場管理面に労務不足を生じたためのものであるが、生徒の労働酷使に陥らないよう充分留意するとともに、県においても或る程度の労務費の計上につき配り、よの要がある。

六 予算の執行状況は、四月末現在次のとおりであるが、前述した各部門別経営の今後の配分については、特に意を用い、効率的執行につき留意されたい。

また、本場費の収支決算見込みは、本課經理による三十万七千余円を含め二百六十四万余円となる。この事業費財源は、生産収入(弁償金含む)一百二十万余円のほか、本庁で収納されている国庫収入(施設整備費補助)十五万円があるので、収入見込合計額は一百三十五万余円となり、残り一百二十八万余円が県費充当見込額となる。当初県費充当額は、一百二十二万余円であるので、結局六万円程度が県費へ喰込となる予定であつたが、これは、既述したように、赤痢の集団発生に伴う生産収入減であつて、己むを得ないものと認められる。

県 庁 費	予 算 額	令 達 額	支 出 済 額	残 額	摘 要
	二、九七〇、三五八	二、九七〇、三五八	二、九六九、六八五	六七三	人件費

農業改良普及費  
経営伝習農場費  
計  
歳入

二、三六四、〇〇〇  
二、三三三、〇〇〇  
五、三七一、七五八  
六八、四〇〇  
二、三三二、七七四  
五、三七〇、八五九  
六八、四〇〇  
二二六  
八九九

普及員研修費

納付金

予算額

調定額

収入済額

収入未済額

生産物売払代  
弁償金

一、二二九、〇〇〇  
六三、〇〇〇

一、一三九、二一五  
六三、〇〇〇

三五、五七六  
九七八、二六五  
六三、〇〇〇

一六〇、九五〇  
一六〇、九五〇  
〇

計

一、二三七、七九一

一、〇七六、八四一

一六〇、九五〇

七 経理出納その他事務の適正処理については、逐年収善に努めているが、個別の事務処理についてみると、未だ留意検討を要するものが少なくない。さらに、一層工夫して改善合理化に努め、適正執行を期されたい。なお、次の点留意されたい。  
1 生産物の引継及び処分は、伝票式に改めているが、現場係担当者が出納員との責任限界を明確にしておくこと。

- 2 収入調定及び生産物売払代金の収納が著く遅延しているものがある。
- 3 収入の伴う基礎資料(買受書、出荷伝票等)は、嚴重に整理しておくこと。
- 4 玄米の予約出荷及び出納は、一層厳を要す。

農産加工所

昭和三十四年五月十九日監査

監査委員 松本利治  
同 萩原治郎  
同 井上善一  
同 戸田俊己

一 職員は、現在所長以下四名で、前回より一名減となっている。所長は、農業試験場西伯分場長を兼務し、出納員は、該分場の分任出納員を併任し、農産加工に従事する職員は、二名である。

業務の運営は、毎年引き続き食品加工利用の研究と併せ原料生産と消費機構の創造に努力しているが、職員のでい減と事業費の八割程度が生産収入に依存されており、その運営に容易ならぬものがある。

二 前記運営状況からその業務内容を分析してみると、次表のとおりであつて、中でも、醸造関係(醬油)が全体の九割余を占め、他は、いづれも試作研究程度にとどまっている。また、現地指導の実態は、主として限られた特定業者団体を対象に活動されている。これ

らの実態及び総合食品研究所設置要望の声がある実状にかんがみ、本機関の今後のあり方につき、県は、慎重検討の余地がある。  
特に、収入確保の面から試験工程を切り上げ化学分解等によつて製品化し払下げていることは、公的機関としてもつとも戒意を要すべきである。  
(単位千円)

区分	材料その他必要経費		生産額		現地指導回数		計
	要請	計画	要請	計画	要請	計画	
醸造関係	五四二	七五四	一一四	一一五			
澱粉関係	五二二	六〇二	二一	二五			
びん詰関係	二五	三四	一〇	二六			
漬物関係	二	三	一一	一一			
その他	七二一	八五二	一五六	三三二			
計							一八八

三 本年度収支状況は、次表のとおりで、いづれも適正と認めしたが、会計その他事務については、次の点留意されたい。

1 試験設計に収支予算を樹て、その実績を克明に記



録すること。

2 醸造工程における実績は、試験区別に記録を明確にしておくこと。

3 製品の引継及び処分は、一層明確にしておくこと。

収入支 状 況

4 収入となるべきものの基礎資料(買受書、出荷伝票等)は、明確に作成しておくこと。

5 予算執行は、計画的しかも効率的に行うこと。

6 生産物売払代金の徴収が遅延している。

三四年三月末現在

歳入	予算額	合 達 額	支出済額	残	摘要
県庁費	一、七二五、一八八	一、七〇八、九八二	六、二〇六	人件費	
加工所費	一、二三五、〇〇〇	一、〇一四、〇〇〇	八五九、六五一	一五四、三四九	事業費
計	二、七二九、一八八	二、五六八、六三三	一六〇、五五五		

納付金	予算額	調定額	収入済額	収入未済額
生産物売払代	八五〇、〇〇〇	八五一、一四七	四二九、二一七	四二一、九三〇
計	八七五、二〇七	八七五、二〇七	四五三、二七七	四二一、九三〇

蚕業試験場 昭和三十四年五月二十一日監査  
蚕業技術員養成所

同 監査委員 松 本 利 治  
同 荻 原 治 郎

同 戸 田 俊 己

一 本機関には、蚕業技術員養成所が併設され、各種試験調査研究と併せ技術員養成に当っている。職員は、前回同様場長以下一六名であるが、研究職のほか補助職員がおかれていないため、運営上のあい路となっている。

二 試験研究調査項目は、前年に引続き実施しているが、中でも、本年度から着目した迅速養蚕法に関する試験は、一応の成果を挙げていたが、さらに、検討を加え、養蚕経営の合理化に資するよう努力されたい。

なお、従来から継続的に実施していた桑園土壌調査は、本年度をもつて県下全域を終り、この基礎調査をもとに土壌管理試験の結果、一部には実用化の運びになつていたので、これが普及に配意し桑園能率の増進に努められたい。

三 本年度産けんから原蚕種製造に要した採種けん量は、春期九九キログラム初秋期五、八キログラム、計一〇四、八キログラムで、このうちから蚕種製造用として

六、三六〇蛾を製造している。原種の採種蛾数は、逐年節約を図つてきている。

四 本機関の建物は、建築後四十数年を経過し、先年一応の補強は講ぜられているが、總体的に腐朽化し、全面的改築に迫られている。また、病理研究室の増設その他内部諸設備についても、創設当時のものを辛うじて活用し、試験研究を続行しているので、県は、前記改築問題とともに考慮されたい。

五 養成所生徒現在数は、予科三名、本科一名、計四名で、定員の半数であり、近時、減している。

この原因は種々あると思われるが、学科年間二、二〇〇時間に対し実施七〇〜八〇パーセントで、実科が可成り過大である実状もその一原因ではないかと憂えられるので、日日雇用の賃金職員の設置の要があると考えられる。

六 経理出納事務は、適正と認めしたが、採種けんのため生ずる選除けんを中けん、価格をして払下げていることは検討を要する。

農業試験場

昭和三十四年五月二十八日監査

監査委員 松 本 利 治  
 同 荻 原 治 郎  
 同 井 上 善 一  
 同 戸 田 俊 己

一 職員は、場長以下五二名(内一名休職)、場雇よ、う人一八名である。このうち東伯分場一三名、西伯分場六名、残り五一名が本場勤務である。また、従来の津ノ井果樹分場及び柿試験地は、三十四年度から果樹試験場に移管されている。

本機関は、総合農業試験場としての人的整備と施設設備につき逐年考り、よが払われているが、本場及び分場を通じ有機的統制の確立、職員の適正配置、研究費の増額、事務の刷新合理化等、組織運営については、なお一層配意を要し、また、各種試験結果に対する経済効果確認等についても検討考り、よの要がある。

なお、欠員中の東伯分場長及び病害虫発生予察員の充足については、前回は指摘しているが、未だ措置さ

れていなかった。

二 県の稲品種改良計画に基き、本場原種は、場からの全収穫量は、六、三四四キログラムで、このうち種子更新用として四、七四六キログラムを確保し、うち計兩分二、三八〇キログラム、計画外分一、八四五キログラムが予定どおり県下に配布され、残り五二一キログラムが現在保管されている。これらの配布及び配布後の市町村運営管理等一連する業務は、直接本庁主務課が担当することになっているが、実質的には本場が主体的立場に立たされ、勢い場担当科本来の試験研究にしわよせとなつている。本庁主務課は、この点改善すべきである。また、麦及び大豆種子の原種は、場の運営管理及び方法等につき、主管当局において是正改善を講ずべきものがある。

三 東伯分場は、国の指定試験地として麦品種改良試験及び病理育種試験を毎年継続実施するほか、県単事業として中晩稲品種改良試験を行い、その運営状況は良いが、各種試験設計樹立に当つてその収支経営面を

一層詳かにして運営することが好ましい。

四 西伯分場長は、農産加工所長の兼務で、従来から砂丘地における特産及びそ、菜類の品種改良試験を行い、さらに、三十四年度から外綿の現地試験を行つていたが、本分場は、ほ、場面積狭小の上市街地に開かれ、一部排水不良で試験不適地を生じた現況にかんがみ、早晩他に移転の要がある。

なお、本分場には、農業講習所実科生が現在二二名在籍していた。

五 過去三箇年における事業費並びに職員及び労務者賃

金の状況は、次表のとおりであるが、逐年事業の増大にもかかわらず、固定職員には余り変動もなく、しかも補助職員が定数化されていないため、常よう、人夫の形で補助者を雇よう、しているの、勢いは、場管理労務費にしわを受けるほか、農業講習所生徒の実習課程にも影響を及ぼしている実状である。試験研究項目を再検討し、これに要する研究職及び同補助職員を適正配置し、ほ、場労務力に不足を生ぜしめないようにされたい。

年度別	総事業費	県職員数 (臨時)	助手 よう人	同上賃金	一 労務賃金	賃 金 計
三	八、九五八	五〇	一六	一、一〇九	五六一	一、六七〇
三	九、八九六	五〇	一六	一、〇七〇	五六五	一、六三五
三	一〇、三二〇	五二	一七	一、〇五三	五七五	一、六二八
(予算) 四	八、六四〇	五〇	一八	七六五	四五〇	一、二一五

註 職員数は、毎年四月一日現在  
 ( ) 内は、臨時職員で職員数の内に含む。

六 経理出納事務は、適正と認めしたが、さらに、各科係、各分場を通じ事務の刷新合理化を図り、迅速処理の要がある。また、東伯分場には分任出納員制度を設け、適正処理せしめるよう県会計当局と協議されたい。

なお、次の点留意されたい。

- 1 肥料検査台帳の整備及び検査票出納の明確化
- 2 原種供給に伴う代金徴収事務の迅速化
- 3 家畜飼料及び肥料出納の明確化
- 4 各分場における生産物の引継、処分の迅速化
- 7 果樹試験場に移管された津ノ井果樹分場及び柿試験地の財産、物品等の引継事務が未了であつたので、早期手続を完了すること。

農業講習所 昭和三十四年五月二十八日監査

監査委員 松 本 利 治  
同 荻 原 治 郎  
同 井 上 善 一  
同 戸 田 俊 己

一 職員は、所長以下五名で、講習生の状況は次表のとおり、その運営状況は、おおむね良好である。

年度	区分	本 科		実 科		研 究 科	
		一 年	二 年	普通	茶果樹	一部	二部
三三	応募者	一六五	一六一	二〇〇	二〇〇	一八一	一三六
三四	入所者	一五〇	一七一	二〇一	二二二	一〇三	七九

二 本年度実施した講義内容を教授科目及び単位時間数から検討してみると、基礎教養科目三七五時間（一三・一パーセント）、専門科目二、四八四時間（八六・九パーセント）の実績で、これを国が示す基準からみると、一般的には基礎教養科目が不足し、また、この教養科目のうち部外講師の招へい、を必要とする時間数は二〇〇時間で、実績は僅か八四時間（この不足分は、部内講師によつて補はれている。）である。これらの実態から報償費（講師手当）の増額（部外講師現行一時間当り二五〇円、部内講師手当なし。）視聴覚施設その他図書室の新設等教授内容の充実強化につき、県

当局の最大な配慮が必要である。

三 経理出納事務は、農業試験場出納員が兼務し、適正に執行していたものと認めた。

山陰酪農講習所 昭和三十四年六月三日監査

監査委員 松 本 利 治  
同 荻 原 治 郎  
同 井 上 善 一  
同 戸 田 俊 己

一 職員は、前回同様所長以下六名、炊事婦一名である。所長は、開所以来有畜営農指導所長と大山牧場長を兼務していたが、昨年七月有畜営農指導所長の専任化によつてその職を解かれていた。

講習生の状況は、本年度一名修了し、現在（三十四年度生）は、講習生九名と研究生二名が在籍している。

二 業務の運営状況は、本年は業務開始後三年を迎え、この間砂丘地酪農を中心に営農形態の確立に苦心と努

力を払つて、漸く施設面でも最少限度の整備を行い、乳牛を始め中、小家畜の増けいと砂畑の地力培養に努め可成りの実績を挙げている。しかしながら（一）施設内容が未だ整わず、しかも、経営形体が農家の実態にマッチせず魅力に乏しいこと、（二）労力提供の実料が可成り過重であること、（三）生徒の収容施設がないこと等に起因し、講習生は、毎年僅か一〇名程度で、入所の希望者が不振のところ、本機関の問題が種々残されているようである。県は、本機関の運営の実態及び今後のあり方につき根本的検討を加え、早期に基本方針を樹てる要がある。

三 飼養家畜の状況は、乳牛五頭、豚一四頭、鶏一八五羽及び中びな六〇〇羽を育成中であつた。この飼養家畜に対する飼料作物の自給率は、年間必要量の九〇パーセントで、前年度より一〇パーセント上昇している。また、ほ場管理面から青刈、きゆう肥の生産状況を見ると、次表のとおりであつて、この過去三箇年間の実績からすると砂地の地力培養によつて飼料作物は容

易であり、砂丘地酪農に明るい見通しが得られている

ことは注視すべきである。

年度別	作付面積	は場利用率	青刈総生産量	反当平均収量	きゆう肥生産量	一反当施用
三一	二〇〇アール	一八五パーセント	三八、八四五	八七七	三七、五〇〇	九三八
三二	二〇〇	二六五	四三、八八四	八二八	五四、〇〇〇	一、〇一八
三三	一九〇	二三九	四五、六〇七	一、一一二	五五、〇五〇	一、〇九〇

四 本年度整備された施設設備は、豚舎及び鶏舎の新築並びに道路敷地の買収並びに動物及び小型自動車の購入等である。更に、ほ場のかん水施設、農機具類及び寄宿舎設備の不完備等緊急整備を要するものがある。

績を挙げていたが、さらに、この面の普へん、的開拓につき努力を望む。

五 各経営部門別に経営計画を樹立し運営しているが、さらに、この計画を細分化し、農家経済に直結すべく収支計画を含めた経済試験を行う余地がある。

農産物小倉あつ、旋所 昭和三十四年六月十六日監査  
監査委員 松本利治

六 経理出納事務は、適正と認めしたが、生産物の引継、処分等一連する事務処理は、可成り複雑化しているの

同 荻原治郎

で、その処理方法の簡素合理化を図りたい。

同 井上善一

七 酪農講座、婦人、青少年酪農学級夏(冬)期講座及び農閑期における現地移動講座等を行い、可成りの実

同 戸田俊巳

昭和三十三年度に係る農産物小倉あつ、旋所の監査を執行したが、その結果当事務所は、昨年五月門司市から小倉市菅中央卸市場内に移転し、業務は一段と活発化し、さらに、北九州地方における経済市場及び競合産地の動

向調査とその見透等を適期に促え、県内受註調整に努力しているが、一面この流通面を通じてみると、近年各地の生産、販売の増強からその競合産地が拡大の傾向にあるのと、本県の場合には輸送条件に恵まれず、さらに駐在員の手不足等も加わつて業務の執行運営に容易ならぬものが認められる。

また、県内産業の後進性から特に産地における経営経済、受註能力の確保、生産計画及び出荷体制の確立並びに生産技術改良等本県農産物産地振興対策に県及び関係機関の一層の配意と努力を要することが痛感せられる。

なお、本機関の組織強化については、前回も指摘し要望しているが、さらに、観光を始め商、工、林、畜産部門と就職あつ、旋業務を併設することにつき関係当局の検討考慮を望む。

本年度業務の状況は、おおむね次のとおりである。

一 駐在員は、所長以下二名であるが、冒頭にも述べたように農産物関係で一名の増員考慮が必要と認められる。また、販路開拓及びあつ、旋業務の増大に伴つて、

漸次業界派遣員の駐在を勧奨することについても指導配意が必要である。

なお、北九州地方に現在設置されている各県機関の状況は、北海道を始め九県におよび、いずれも三名ないし六名の駐在員を置き、物産あつ、旋のほか、観光宣伝及び求人開拓にもおよび、可成の実績を挙げているようである。

二 本年度業務実績は、次表のとおりであつて、前年度に比較し金額的には増加を示しているが、内容的にみると、そ、菜類は、地元産地の生産増強と昨年は九州地方の無災害による増産のため、県産のものは、輸送関係も加わつて悪条件に終始し、前年実績より半減している。(注 この主たる原因は、二二号台風によつて関西市場に大量出荷された関係で、農家経済面には好成績をもたらしたと推定されている。)

なお、県内特産物の宣伝は、他県に比し立ち遅れているので、県は関係団体を奨励し、宣伝方法につき一段の努力を望む。

品目	三三三		三三三		増減	金額
	数量	金額	数量	金額		
椋桃	一五箱	五九	一五〇箱	三六五箱	九	一、一四四
西瓜	三、八七箱	六四四	一、九八箱	一	一、一四四	一、一四四
なす	二五四、四七箱	二〇六、〇九	二、四〇箱	五、二八箱	三、一〇四	三、一〇四
ぶどう	六九、四八箱	三、七六七	二、〇〇箱	五、二八箱	三、一〇四	三、一〇四
かき	四、五二箱	四、二四四	三、〇五箱	三、七二箱	〇、四八	〇、四八
長芋	三、七二箱	二、二二九	一、三三箱	九、五二箱	三、二九	三、二九
ねぎ	一五四、四七箱	一、六五七	七、七五箱	七、〇〇箱	九、五二箱	九、五二
かんらん	六、三三箱	三、四	二、三〇箱	六、〇五箱	七、〇〇箱	七、〇〇
人参	六、三三箱	三、四	七、七五箱	六、〇五箱	七、〇〇箱	七、〇〇
里芋	五、九六箱	五、九六	一、七二箱	二、五五箱	三、二七箱	三、二七
実さんしより	一、七四〇立	一七六	二、九六箱	三、五九箱	二、二二箱	三、五九
農産種子			二、三三箱	二、三三箱	二、三三箱	二、三三
計			二、三三箱	二、三三箱	二、三三箱	二、三三

(自一月至十二月 千円単位)

三 本年度運営経費は、六十八万余円で、このうち活動費(旅費)は十五万円で、他は通信費事務所借上料等義務的経費であるが、出納簿でないので、直接本庁主務課が現地の要求により経理している。また、現地機関に対する常時前渡資金制度は近く実施する予定で

あつた。なおこの運営費のほか、業務の性格上交際費的経費が必要と認められるので、予算考慮につき財政当局の善処が望まれる。  
また現在駐在員の住宅借上料として一人月額三千円あて支出されているが、この額は他の県外機関との均

衡を失し、しかも当地方の住宅状況からして増額措置を講ずるか、若しくは職員住宅を建設し、県外勤務者に対する住居安定を図らしめるよう善処を望む。

病虫害防除所 執行年月日 執行者

岩美病虫害防除所	昭和三十四年五月二十九日	松本利治
鳥取		荻原治郎
八頭		井上善一
気高		戸田俊己
西伯		
米子	同 六月二日	同
日野		
東伯	同 七月二十日	松本利治
		荻原治郎

県下八箇所を設置されている病虫害防除所に対する監査は、今回が初めてであるので、特に事務所の組織機構

及び執行運営につき実施した。病虫害防除所は、昭和十七年当時の地方事務所に設置され、その後地方事務所の統合廃止等の変遷があつたけれども、本機関は、組織上では設立当所のまま二市六郡に存置されていることになつており、実質的には東、中、西部の三地区に事務所を形成している。これに対し専任職員は僅か五名(内二名健康上要注意者)で、ほかに若干の兼務職員と、各市町村に一四〇名の防除員を委嘱し運営しているが、各所ともその体制が弱体であつて、  
一 市町村防除計画、策定及び実施に対する技術指導員、  
二 防除適期の早期予察、  
三 共同防除の励行指導と効果測定確認、  
四 防除機具の整備等執行運営上に支障が多い。また、防疫に関する本庁主務課の機構も、現在農業改良課農産係のうち一名の職員が事務を担当しているに過ぎない実状であつて、県の防除機構は總体的に弱体で、防除の完璧を期し難い面がある。

県下の稲病虫害発生及び防除面積は、後述するように毎年増加の傾向をたどり、三十三年度の防除費は、一億

二千万円を超えている実状にかんがみ、県は防除組織の充実強化を図つて、被害防止に万全を期するよう強く要望する。

なお一般的共通事項は、おおむね次のとおりである。  
一、防除所は、既述したように組織上では県下八箇所

設置されているが、このうち岩美、鳥取、八頭及び気高防除所は、本庁主務課内に、西伯、米子及び日野防除所は、西伯合同事務所内に、東伯防除所は、東伯合同事務所内にあつて、実質的には東、中、西部の三防除所の体制をとつている。職員は、東部地区所長一(兼務職員三) 中部地区所長一、職員二(健康上要注意者)、西雲地区所長一(兼務職員二)である。主要業務のほか、文書の起案、浄書、発送等まで一切が所長一人でなされている実状であつて、事務所における人員整備の必要が特に痛感される。

二 人員不足は、勢い各市町村に委嘱している防除員の統括と、指導及び県の防除基本計画による市町村防除活動に対する行政指導に徹底を欠く憾があり、今後こ

れが欠かんの除去に努め、強力かつ統制ある防除体制の確立に努力する要がある。

三 県有防除機具の整備状況は、別表のとおりであるが、これが保管管理は各所とも良好とは言ひ難い。殊に県の貸付規則による貸付事務も適確を欠いているので、一層留意し管理の万全を期すべきである。

また、この機具のうちには、既に破損し使用不能のまま放置しているものがあるが、これらは早期に処分し、更新の財源に供する等の配慮が必要である。防除機具の附属品である水平噴管その他ホース等の員数は、あくは、各所ともできていない。県会計当局は、台帳に登記し整理せしめるよう措置されたい。

なお、市町村に貸付している県有防除機具の使用及び管理状況は、努めてその責任者から報告を徴することが望ましい。

四 県下の耕地面積に対するいわゆる三日防除に必要な防除機具数は、三、一七五台で、これに対し昭和三十四年三月末現在市町村で整備されている数は、一、三

四六台であつて、逐年整備はされてきているが、未だ一、八二九台の不足となつている。融資制度の活用等によつてこれが整備促進指導につき、一層努力が望ま

稲病害虫発生及び防除面積 (単位一町)

地区別	東 部		中 部		西 部		計	
	発生面積	防除面積	発生面積	防除面積	発生面積	防除面積	発生面積	防除面積
いもち病	5,474	4,938	4,018	3,305	4,728	4,512	14,220	12,785
出葉枯病	729	302	1,025	153	1,508	785	3,262	1,210
総 枯 病	4,835	34	1,566	71	3,199	105	9,600	210
二化メイト	8,274	3,034	7,990	4,866	5,674	3,960	21,938	11,860
5んか類	5,920	1,934	5,408	1,680	4,641	1,834	15,969	5,448
泥 負 虫	352	255	55	22	1,960	1,457	2,367	1,734

しているが、本年度の運営費(国庫二分の一)は五十万円で、このうち防除員手当二十六万を要し、残り二十四万が庁舎の維持費と活動経費である。  
また このほか、市町村防除機具整備費(全額国費)百十二万余円と、県有防除機具の維持補修費五十二万余円(県費)を支出しており、経理は、いずれも適正と認めたが、活動経費の不足が認められる。

昭和三十三年年度

いも	10,651	9,411	7,764	3,373	8,953	2,416	27,368	15,200
おと	1,912	592	4,059	324	1,341	274	7,312	1,190
あか	4,260	529	3,823	105	4,574	532	12,157	1,166
あか	7,374	5,742	6,073	5,988	6,838	4,810	20,285	16,540
あか	11,441	8,849	6,998	7,552	9,158	9,524	27,597	25,925
あか	238	207	69	43	2,045	1,650	2,352	1,900

県有防除機具整備状況

保管区分	動噴	動散	ミスト	人高	計
東部地区	一一二	四四	一一	一三	七〇
農家	一〇二	三一	一一	一三	五五
郡	二	一三	一一	一一	一五
中部地区	六	二九	一一	一一	三七
倉吉	六	二九	一一	一一	三七
西部地区	一一	三七	一一	二	五三
防除所	七	二七	一一	二	三四
日野	三	八	一	二	一三
米子	一	四	一	一	五
合計	二九	一一二	三	一六	一六〇

市町村貸付分	東部	中部	西部	小計	県有総計
部	二〇	一五	一一	四七	七六
部	四六	三四	二八	一〇八	二四〇
部	一	一	一	三	三
部	一	一	一	三	一六
部	六六	四九	六〇	一七五	三三五

昭和四年四月十五日第三種郵便局 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取 印刷所 鳥取県鳥取市東町取 印刷所